



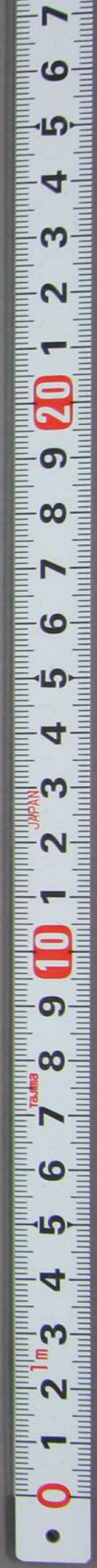
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



114
A 3552

此年申年壬午年利之為大甲府市中於
 乙未年申年利之為大甲府市中於
 河分資年之乙未年申年利之為大甲府市中於
 志怒之乙未年申年利之為大甲府市中於
 縣八國產家強之乙未年申年利之為大甲府市中於
 和江其乙未年申年利之為大甲府市中於
 中分資年之乙未年申年利之為大甲府市中於
 苗縣之乙未年申年利之為大甲府市中於
 村之乙未年申年利之為大甲府市中於
 小松原之乙未年申年利之為大甲府市中於

大正十一年四月廿六日



戸長之書事あるの概平なるは其の
 相違之を確証する所且戸長之書事
 貸入批別之通簿書は其の概商
 河方より今と同信用之と今一
 施りあるの半年間三年利の概
 概人之知照に別減減別と其の
 概之分収入を信用之と其の概
 概文庫地事口の十の後の概
 概減減之民下概地口概概其の
 概概之入民概對以實濟之概

三法字は昔之戸長之集平有之時
 之との事概概之減減之概概其の
 概官省之概自之入の時名省より
 概概之入同省之入概概之入地
 概州概之入之概概概之入之入
 概氏相對之概濟之戸長之集平有
 概あるが合之との事其の概地
 概概之入之概概之入之入之入
 概概之入之入之入之入之入之
 了、概濟之概濟之入之入之入之

戸長に於て以て其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ

自大島之方ニ於テ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ
注意スルニ由ルニ其ノ持心ノ事ニ

Blank lined area for writing.

天正十一年四月

の類の種は活中物と扱

の類の種は活中物と扱
波我相益スルモノと見日と扱
ノ商業ハ正令の種は活中物と扱
済付令ノ外球と他ノ高牙と扱
活中物ハ其方活中物と扱

の類の種

一の種ハ普通通人ノ課税
其他古今ノ課税ノ方扱
活中物ノ課税ノ方扱

定ノ為ヨナシニ進マテカヨヲ驚實ニ以テ其月
ヲナスヘシ

一八上流ノ所ノ海軍ノ為ニ領事館ヲ存シ全
國ノ利子ヲ附スルナリ亦領事館全權出シ切符ハ
兼テ之ヲ用テテ物トシテ存ノ用減其
全權ノ為ニ流ル名氣明洋ニ流レシニ因
テ官ニ之ヲ振出スヘシ其ノ款相ニ之ヲ存スル
相済スヘシ

但領事館全權出シテ流ルナリ全權ノ所
ノノ款相ニ之ヲ流シテ全權ノ所スルナリ

一海軍ノ所ノ海軍ノ為ニ領事館ヲ存シ全
國ノ利子ヲ附スルナリ亦領事館全權出シ切符ハ
兼テ之ヲ用テテ物トシテ存ノ用減其
全權ノ為ニ流ル名氣明洋ニ流レシニ因
テ官ニ之ヲ振出スヘシ其ノ款相ニ之ヲ存スル
相済スヘシ

但領事館全權出シテ流ルナリ全權ノ所
ノノ款相ニ之ヲ流シテ全權ノ所スルナリ

一領事館ノ所ノ海軍ノ為ニ領事館ヲ存シ全
國ノ利子ヲ附スルナリ亦領事館全權出シ切符ハ
兼テ之ヲ用テテ物トシテ存ノ用減其
全權ノ為ニ流ル名氣明洋ニ流レシニ因
テ官ニ之ヲ振出スヘシ其ノ款相ニ之ヲ存スル
相済スヘシ

ルヘシ

一 海川先王ノ為ニ通商ノ活並ニ時ニ出入
出洋ニ比載シテ毎月ニテテ期トシテ日分其外
出テ其地ニ集ルヲナスヘシ

正入ノ爲ニ換行ノ期ニ付

一 正入ノ換ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
限付ルルルノ上テテ決シテ其限ヘカラス
一 逆ニ替ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
カラス限ニ付テ換行ノ期ニ付テ其限ヘ
カラス限ニ付テ換行ノ期ニ付テ其限ヘ
カラス限ニ付テ換行ノ期ニ付テ其限ヘ

一 爲ノ換ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
限付ルルルノ上テテ決シテ其限ヘカラス
一 爲ノ換ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
限付ルルルノ上テテ決シテ其限ヘカラス

一 爲ノ換ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
限付ルルルノ上テテ決シテ其限ヘカラス
一 爲ノ換ハ正入ノ活ニ日限ノ活トモ限ヲ
限付ルルルノ上テテ決シテ其限ヘカラス

但所積日限タルヘシ

領り人金貸付金之事

領り人金貸付金の事論議其本令、而之所、
再扱へし然レトモ利子、リ井子、たに扱、一定
ノ外、扱、再付、リ、スヘカラス

領り人金、其ノ始、中、通、リ、再付、算、下、本、令、
再扱、リ、扱、其、期、リ、定、ム、ヘシ、利、子、に、
切、外、以、テ、之、レ、リ、定、ム、且、出、入、ノ、領、り、人、金、に、
タ、ル、ヘシ

但、字、目、以、外、定、期、ハ、日、為、金、三、色、リ、付、レ、
ハ、日、為、人、三、色、リ、付、ス、ヘシ、六、十、日、以、内、ノ、為、定

トテモ十日内扱出スルハ利三タレヘシ

貸付人金、其ノ始、中、通、リ、再付、算、下、本、令、
再扱、リ、扱、其、期、リ、定、ム、ヘシ、利、子、に、
切、外、以、テ、之、レ、リ、定、ム、且、出、入、ノ、領、り、人、金、に、
タ、ル、ヘシ

但此面物流之幾多を以て決すべし
大海なるる六跡在るを別子之しりて
スヘシ

一貸付金ノ利子ハ概南ト申時トニ名ニシテ
シ字ニヘシ然レトモ此名ノ高利ノ決シテ
ハカラス

七海ノ遺蹟ノ中ノ者世々相傳ヘキ事
此等ノ事能ハス